

産業計に比べて低位にある宿泊業の賃金水準

—厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」より—

厚生労働省は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにすることを目的として、『賃金構造基本統計調査』を実施している。ここでは、2022年3月25日に公表された「令和3年賃金構造基本統計調査」の結果をもとに、観光産業に関連する結果を紹介していきたい。産業中分類のうち「宿泊業」を中心に取り上げ、一般労働者の所定内給与額について性、学歴、規模別に確認する。本稿で取り上げるデータの集計対象は、常用労働者10人以上の49,122事業所を対象としている。

なお、集計結果をみる際、令和2年調査と令和3年調査では集計要件を満たさない労働者¹が産業計で1割程度、「宿泊業、飲食サービス業」で3割程度みられることに留意が必要である（参考表）。

以上に留意したうえで、2020年調査から2022年調査までの推移をみると、コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた2021年調査以降、宿泊業では賃金に関して大きな変化はみられないが、超過実労働時間数が減少し、また2022年調査では年間賞与その他特別給与額の減少がみられる（第1表）。

参考表 集計要件を満たさない労働者を含めた特別集計

	2022（令和3）年			2021（令和2）年			2020（令和元）年		
	賃金 （千円）	労働者数 （十人）	集計要件を 満たさない 労働者割合 （%）	賃金 （千円）	労働者数 （十人）	集計要件を 満たさない 労働者割合 （%）	賃金 （千円）	労働者数 （十人）	集計要件を 満たさない 労働者割合 （%）
産業計	300.3	3,140,968	10.2	299.7	3,209,616	13.9	304.3	3,004,137	1.4
宿泊業、飲食サービス業	233.8	101,482	27.9	231.6	97,746	30.6	246.9	91,656	1.8

※2020年（令和元年）は、令和2年、3年と同じ推計方法で集計した数値。

※賃金および労働者数は、集計要件（①～③）を満たさない労働者を含むすべての一般労働者について集計したものである。

①実労働日数が18日以上、②1日当たり所定内実労働時間数が5時間以上、③5万円以上の賃金

※集計要件を満たさない労働者とは、すべての一般労働者のうち上記①～③のいずれかを満たさない労働者の割合をいう。

（出所：令和2年調査、令和3年調査の「結果の概要」より作成：https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html）

第1表 2020年（令和元年）調査からの推移（規模計（10人以上）・男女計・学歴計）

	年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内	超過	きまって 支給す る現金 （千円）	所定内	年間賞与 その他特 別給与額 （千円）	労働者数 （十人）
			実労働 時間数 （時間）	実労働 時間数 （時間）		給与額 （千円）		
産業計・2022年	43.4	12.3	165	11	334.8	307.4	875.5	2,821,087
2021年	43.2	11.9	165	10	330.6	307.7	905.7	2,765,023
2020年	43.1	12.4	160	13	338.0	307.7	950.9	2,217,882
宿泊業・2022年	43.2	10.0	164	4	270.4	260.6	277.6	18,400
2021年	44.0	10.2	163	3	264.3	256.0	448.0	16,300
2020年	42.0	9.0	168	11	266.3	245.5	414.7	19,500

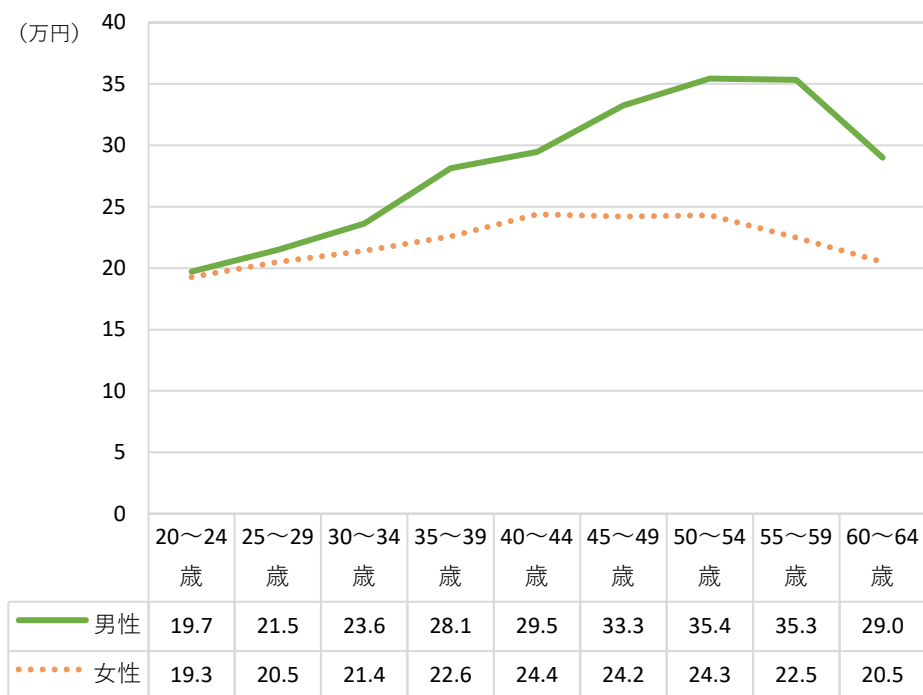
（出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年、令和2年、令和元年調査））

1. ①実労働日数が18日以上、②1日当たり所定内実労働時間数が5時間以上、③5万円以上の賃金、以上3つのいずれかを満たさない者を示す。

1. 男女別の所定内給与額

男性（平均年齢：44.8歳、平均勤続年数：11.3年）の所定内給与額（平均値）は、20～24歳の19.7万円から年齢とともに上昇し、40～44歳で29.5万円、50～54歳で35.4万円と最も高くなる。女性（平均年齢：40.7歳、平均勤続年数：8.2年）では、20～24歳の19.3万円からなだらかに上昇し、40～44歳で24.4万円と最も高くなり、以降50代前半まで横ばいで推移する。男女間の差に着目すると、40代後半から50代後半にかけて女性の方が10万円前後低く、特に差が大きくなっている（第1図）。

第1図 男女別の所定内給与額（平均値）（宿泊業、規模計・学歴計）



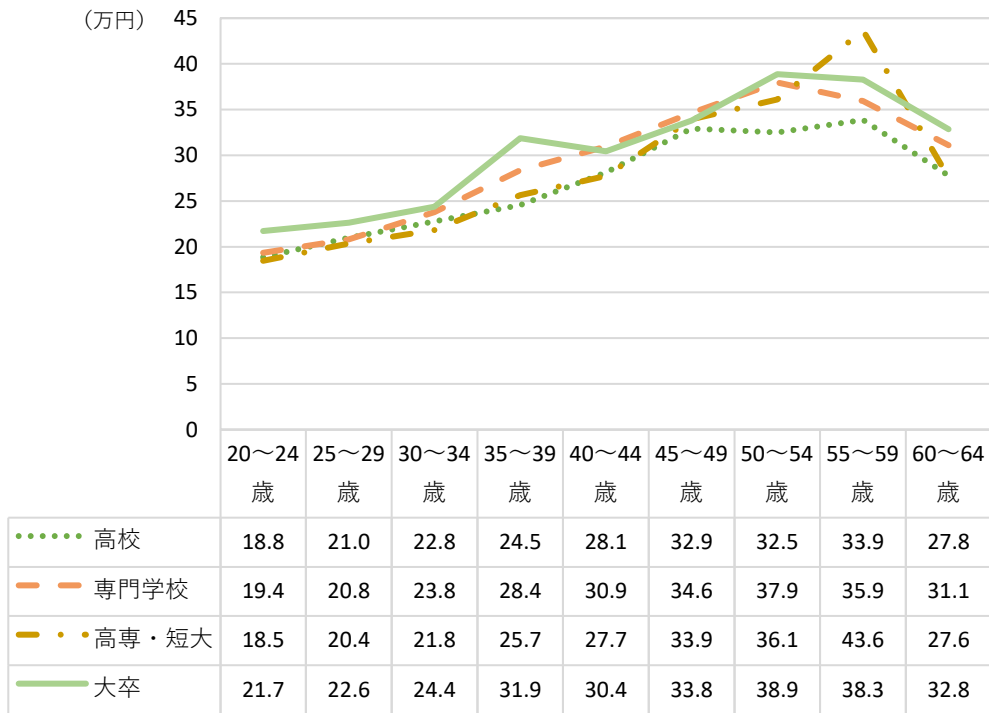
（出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年調査））

2. 学歴別の所定内給与額

（1）性別・学歴別

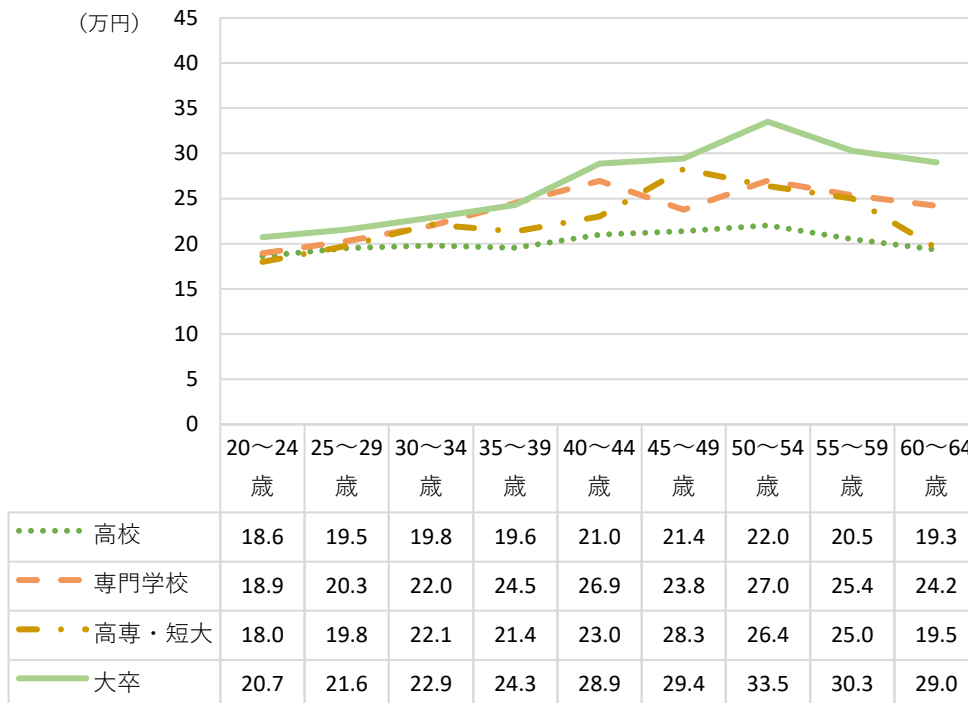
学歴別の所定内給与額（平均値）について、男性では20～24歳時点の大卒が21.7万円で、そのほかが19万円前後である。各学歴区分において年齢とともに上昇がみられ、50代で最も高くなる。50～54歳時点では、大卒が38.9万円であるのに対し、高卒が32.5万円と6万円程度低い。女性では、大卒について、20～24歳の20.7万円から年齢とともに上昇し、35～39歳で24.3万円、50～54歳で33.5万円と最も高くなる。他方、高卒については20代前半から60代前半にかけて20万円前後と横ばいで推移している（第2図、第3図）。

第2図 学歴別の所定内給与額（平均値）（宿泊業、男性、規模計）



(出所：第1図と同じ)

第3図 学歴別の所定内給与額（平均値）（宿泊業、女性、規模計）



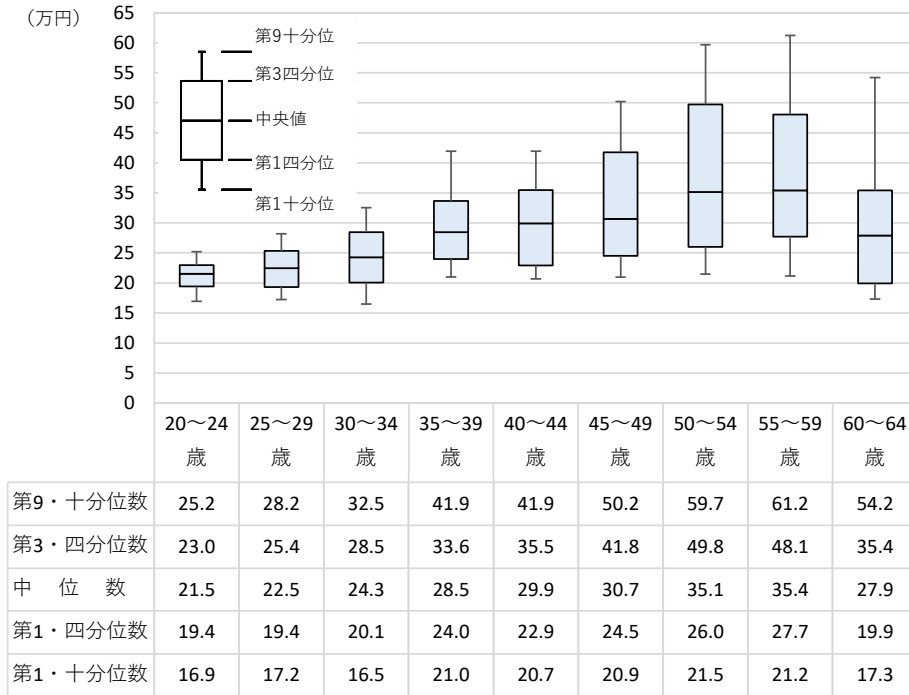
(出所：第1図と同じ)

(2) 大卒者の所定内給与額の分布

大卒者では性別にかかわらず年齢上昇とともに所定内給与額の上昇が確認できる。

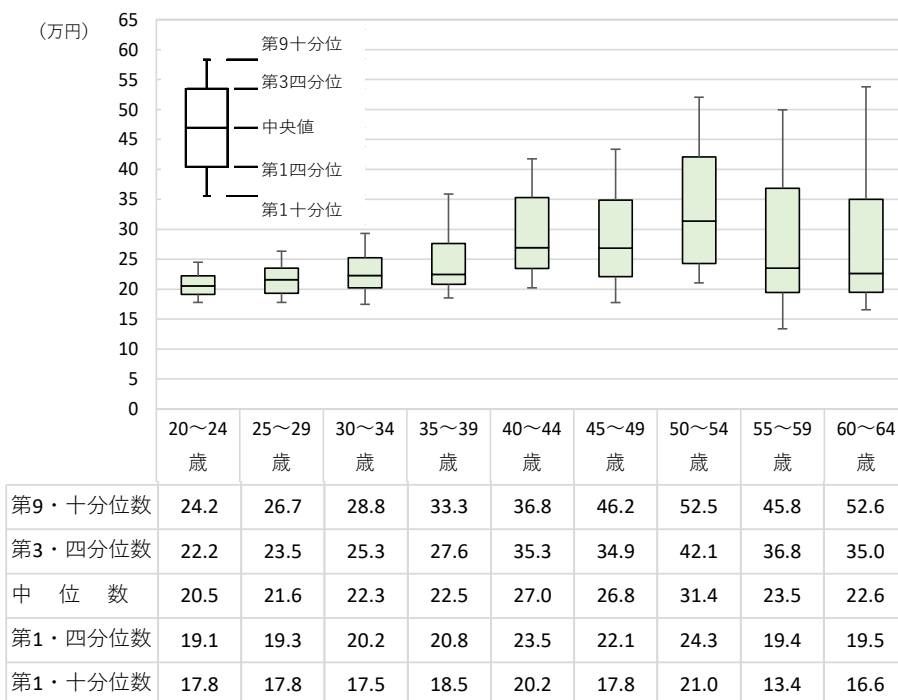
ただし、大卒者の所定内給与額の分位数を示した第4図、第5図より分布状況を見ると、年齢上昇とともに同一年齢層内の差が大きくなるのがわかる。

第4図 所定内給与額の分布（宿泊業、男性大卒、規模計）



(出所：第1図と同じ)

第5図 所定内給与額の分布（宿泊業、女性大卒、規模計）

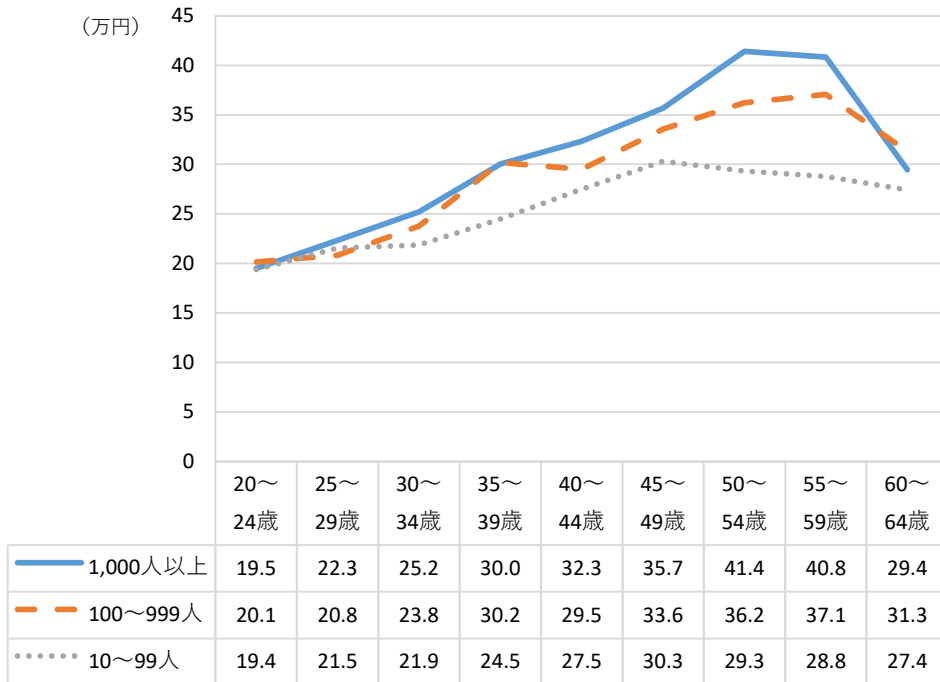


(出所：第1図と同じ)

3. 規模別の所定内給与額

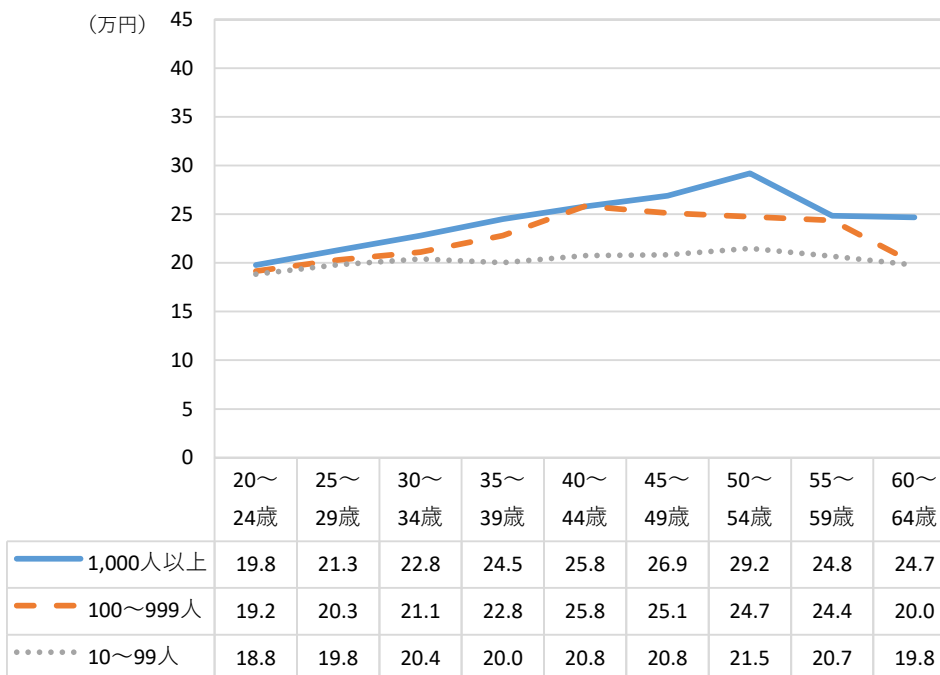
規模別の所定内給与額（平均値）について、男性ではいずれの規模においても年齢とともに上昇している。ただし、上昇の傾きは規模別に異なっており、20～24歳時点では各規模で差がみられないが、以降は各規模の差が開いている。女性のうち、1,000人以上では年齢とともにゆるやかな上昇がみられるが、10～99人はほぼ横ばいで推移している（第6図、第7図）。

第6図 規模別の所定内給与額（平均値）（宿泊業、男性、学歴計）



（出所：第1図と同じ）

第7図 規模別の所定内給与額（平均値）（宿泊業、女性、学歴計）

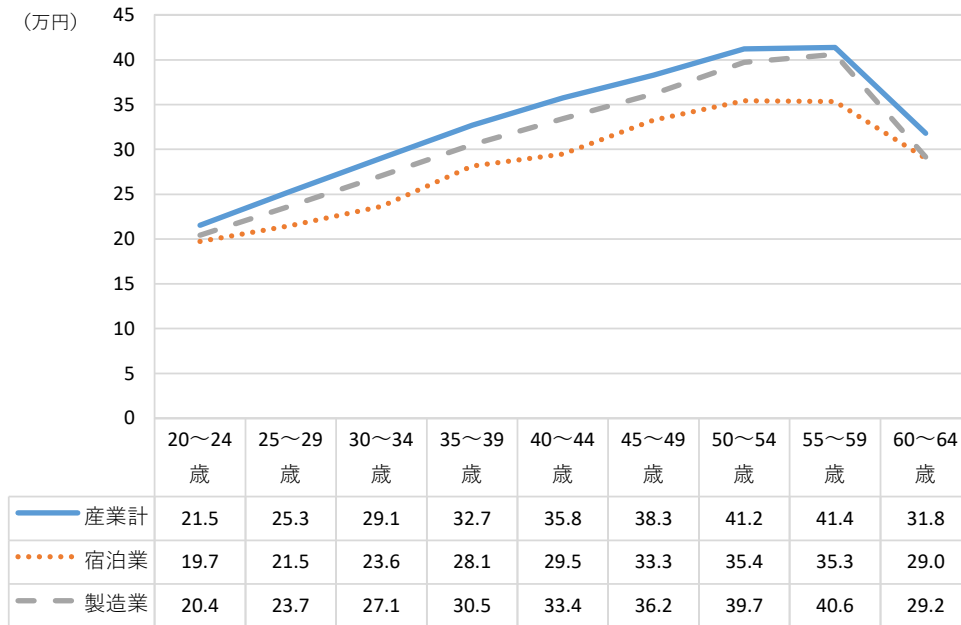


（出所：第1図と同じ）

4. 産業別の所定内給与額

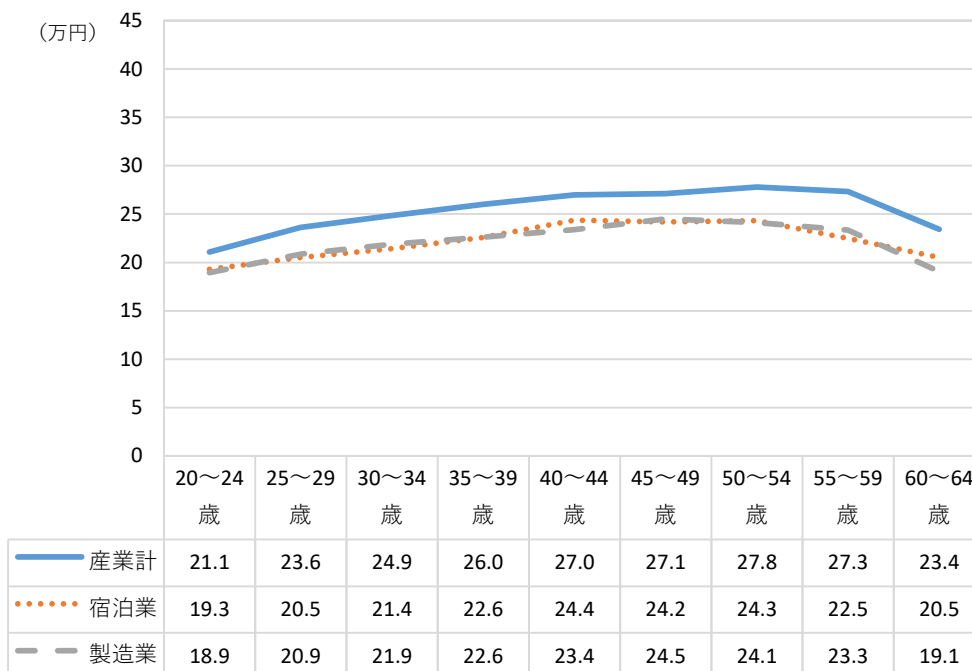
宿泊業の所定内給与額（平均値）について産業計や製造業と比べると、男性では各年齢層で低位となっている。宿泊業は30～34歳で産業計より4.9万円下回り、以降、50代後半まで4～5万円程度の差が開いている。女性では各年齢層において、産業に比べると低位となっており、製造業と同水準である（第8図、第9図）。

第8図 産業別の所定内給与額（平均値）（男性、規模計・学歴計）



（出所：第1図と同じ）

第9図 産業別の所定内給与額（平均値）（女性、規模計・学歴計）



（出所：第1図と同じ）